

保護者のかたへ

登園見合せと「登園届」提出のお願い

保育園では感染症のひろがりからお子さんを守るため「学校保健安全法による出席停止」を準用しています。下記の疾患にかかった場合、それぞれ特定の期間は、登園を見合せていただき、家庭内での保育をお願いいたします。また、これらの疾患が疑われる場合は、医師の診断を受けてください。登園される場合は、医師の許可を得たうえで、「登園届」の提出をお願いします。「登園届」は伝染病の流行状況だけでなく、一人ひとりの園児の健康状態を知るうえでも必要ですので、宜しくご協力をお願いいたします。

第1種：コレラやペストなど入院治療が必要な重い病気です。

第2種：

病名	学校における出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したのち2日を経過するまで
結核	伝染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれないと認めるまで

第3種：

腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれなくなるまで。無症状排菌者は登園可
流行性角結膜炎	伝染のおそれなくなるまで
急性出血性結膜炎	伝染のおそれなくなるまで
その他 *	医師が登園しても差し支えないと認めるまで

* その他の疾患例：溶連菌感染症・ウイルス肝炎・伝染性紅斑（りんご病）・手足口病・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・マイコプラズマ肺炎・ヘルペス性歯肉口内炎など。なお、アタマジラミ・伝染性膿痂疹（とびひ）などは原則的には登園見合せの必要はないと考えられますが、集団の年齢構成や疾患の重症度などで、登園を見合せていただく場合もあります。

〒リトリ

園長様 (登園を開始する日) 平成 年 月 日

登園届

今回の登園停止について、医師の許可ができましたので、本日から登園いたします。

組 児童氏名 _____

病名 _____ 診察を受けた医療機関名及び医師名 _____

登園停止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印